

会議録（2020年度 第1回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 2020年8月31日（月） 午後1時30分～午後4時30分
- 2 場 所 愛知県庁 本庁舎 正庁
- 3 出席者
（委員） 阿部委員、大橋委員、小川委員、加藤委員、平松委員、
藤森委員、前田委員、山崎委員
（県建設局） 建設局技監、砂防課長、港湾課担当課長、建設企画課担当課長他
（県農林基盤局） 農地整備課長、農林総務課担当課長 他
- 4 会議次第
 - （1）開会
 - （2）議事
 - ①2020年度 愛知県事業評価監視委員会の予定について
 - ②対象事業の審議について
 - 【再評価】砂防等事業 1事業、港湾事業 1事業、
農業農村整備事業 3事業
 - 【事後評価】農業農村整備事業 2事業
 - （3）閉会

1 2020年度 愛知県事業評価監視委員会の予定について

事務局から説明。

[結論] 事務局原案を了承する。

2 対象事業の審議について

【再評価】

(1) 砂防等事業

①費用対効果の算出方法

砂防課から説明。

特に意見なし。

②砂防等事業（通常砂防事業）：乗小路沢の審議

砂防課から説明。

[委員] 土砂災害氾濫想定範囲内の住宅地の開発は、いつ頃行われたものか。

[県] 住宅の開発時期については、不明である。

[委員] 土砂災害防止法の時期はどうか。

[県] 土砂災害防止法は、平成13年度に施行され、その後、国の指針等が示されたことから、本県では、平成17年度以降に順次指定を行っている。

[委員] 県道の計画は数十年以上前からあったと認識している。県道のトンネル工事の時期は事前に分かっており、事前に施工時期の調整は図れたのではないか。

[県] トンネル工事の着工年度までに、本事業を完了させる計画としていたが、用地交渉の難航などから工程が遅延した。また、事業損失も発生したことから、地元感情も考慮し、残りの2号砂防堰堤については、トンネル工事完了後の着工とした。

[委員] 補足説明資料（パワーポイント）における「費用対効果分析結果の変化」について、算定条件を揃えたものを提示する場合には、基準年が分かるよう

にしないと、前回評価時との変化の大きさがわかりにくい。

[県] 今後、説明時には基準年を明示する。

[委員] 進捗状況について、1号砂防堰堤が完成したことにより、約58%の効果が発現したことが記載されているが、十数年で約半分の土砂が貯まっているということか。

[県] 流域全体から発生する土砂の約58%を1号砂防堰堤が受け持つという
意味であり、現時点では、1号砂防堰堤に土砂は貯まっていない。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

(2) 港湾事業

①費用対効果の算出方法

港湾課から説明。

特に意見なし。

②港湾事業：三河港御津地区の審議

港湾課から説明。

[委員] 費用対効果分析結果の便益について、港湾来訪者の交流機会の増加便益が多くを占めている。この緑地には、それだけ魅力的なレクリエーションがあるのか。隣接する日本列島公園とはどんな施設か。

[県] 日本列島公園には、富士山などの日本の地形を模した庭園や、海に親しんでいただける水辺などの施設がある。近隣の方だけでなく、少し離れた場所にお住まいの方にも足を運んでいただくことを想定している。

[委員] 本事業をTCM（旅行費用法）で大雑把に評価してしまうと、この緑地を整備することによる様々な効果や、事業者が実施した工夫が反映されない。
緑地全体をひとくくりにした算出でなく、緑地内の個別施設毎に、来場者数などを算出し評価すべきではないか。

[県] 今回は、港湾整備事業の費用対効果分析マニュアルに記載されている港湾緑地の評価方法により評価を行った。

[委員] 事後評価において、可能な範囲で個別施設の効果を評価してほしい。そして、事後評価調書の「同種事業に反映すべき事項」欄に個別施設毎の評価を総括すると、今後につながる良い評価になると思う。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

(3) 農業農村整備事業

①農業農村整備事業（経営体育成基盤整備事業）：服政地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 費用対効果分析結果について、災害防止効果とは何か。

[県] 災害による農業施設等の他、民家等の一般財産、学校等の公共施設の被害を防止する効果である。

[委員] 農業の被害が51.7億円もあるが、当該地域にはこんなに農業生産があるのか。

[県] 災害防止効果の算定期間は、事業期間6年に40年を加えた46年間で算定しており、年間約2億4700万円程度の農業被害を積み上げている。本事業で整備する施設については、20年に一度の災害が起きても、被害が起きない施設に改修している。このため、もし施設を改修していなかったら、もっと頻繁に被害が起きるということになる。

[委員] 20年に一度の被害も、10年に一度の被害も防止しているということか。それにしても51.7億円は大きすぎると思われる。

[県] 国の示す基準に基づいて算定している。

[委員] 2年に1回程度で良いので、費用対効果の算定方法について、定期的に説明してほしい。

[県] 今年度については、第3回の委員会で、本事業と同様の災害防止効果を算定する事業がある。その中で明確に説明することで良いか。

[委員] 良い。

[委員] 当該地域において、地元調整による事業期間の延伸が原因で、労務費や資材価格が上昇し、総事業費が増額したと言われては、他の地域の県民からすると納得がいかないと思うがどうか。

[県] 主な増額の要因である労務費や資材価格の上昇はどうしても起こり得るものであり、2014年から2020年の間に労務費なども約2割増になっている。

[委員] 事業期間を延伸したために事業費が増額した訳ではなく、事業が予定どおり2020年に完了したとしても増額していたということか。

[県] そのとおりである。

[委員] そうすると、今回の総事業費は、今後、物価変動が無かった場合の金額となるため、「計画変更の推移」の総事業費の「変動要因の分析」欄に、2014年から2020年までの増額であることを追記してはどうか。

[県] 追記する。

[委員] わずか6年間で総事業費が約3割も増額しているが、今後の物価変動でさらに増額する可能性がある。本事業以外についても、今後の事業評価にあたっては留意してほしい。

[県] この6年間については、オリンピック特需などで、急激に物価が上昇しており、その影響を大きく受けている。加えて、消費税増も影響している。今後も引き続きコスト縮減に努めていく。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

②農業農村整備事業（経営体育成基盤整備事業）：開輪地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 費用対効果分析結果の費用について、その他費用が当該事業費よりかなり大きいのが、どのような費用なのか。

[県] 当該施設と一体となって効果を発揮する排水機場等の施設に要する費用である。排水機場等の施設がないと効果を発揮しないため、その他として計上している。

[委員] その他費用という言葉が大したものではないように思えるが、該当施設と一体となって効果を発揮する施設の費用であるため、その他費用の説明を備考欄に追記するなど、表現を工夫してほしい。

[県] 追記する。

[委員] 災害防止効果の農業被害について、服政地区と金額が大きく違うのはなぜか。

[県] 営農している作物によって大きく金額が異なる。

[委員] 事業長期化の理由について、服政地区と同じ理由であり、違和感がある。事業計画時に地元と調整しないのか。

[県] 事業計画時には、詳細な設計を実施しておらず、地区の範囲、対象施設、大まかな施工順序を決めているのみである。事業計画後（事業採択後）に詳細な設計を実施するため、事業計画時には調整できない。なお、本事業では、（事業採択後）具体的な工事内容を地元の説明した際に、地元から交通規制に関して要望があり、一度に施工できる事業量が限定された。

[委員] 必要性の変化について、文章のつながりが良くない。排水設備が老朽化しており、営農するために改修しないといけないのは分かる。しかし、農業従事者の高齢化や減少に伴い、農業経営が厳しいと言われると、そもそもこの事業を実施する必要がないと思われてしまう。その後、農地を集積するために排水施設を改修しないといけないというロジックになっているが、農業従事者の高齢化や減少と、農地集積・改修を直接つながるように記載すると違和感がある。

[県] 農業従事者の高齢化や減少は、農業行政の中で一番の課題である。このため、営農意欲のある担い手へ任せられるようにしようと国策として基盤整備が進められている。基盤整備を行えば担い手が集まるとは言い切れないが、意欲のある担い手がこの地域で営農しようとした場合に、当該地域では排水施設の改修が必要となるとイメージしてもらおうと思う。

[委員] より分かりやすく記載すべきである。農業従事者の高齢化や減少を記載する必要はない。

[県] 「農業従事者の高齢化や減少」の記載を削除する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

③農業農村整備事業（緊急農地防災事業）：狐稻地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] これまでの計画に対する達成状況について、計画を下回っていることが評価調書に記載されていない。

[県] 排水路のため、下流から施工することとしているが、これまでの施工区間は、右岸側に住宅が連なっており、調整等に時間を要した。今後の施工区間については、排水路沿線のほとんどが農地で阻害要因も無く、順調な進捗を見込んでいるため、予算確保に努めながら事業期間内の完了を目指している。

[委員] 今後の事業進捗の見通しについて、問題ないことを評価調書に記載した方が良いのではないか。

[県] 評価調書に追記する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

【事後評価】

（１）農業農村整備事業

①農業農村整備事業（かんがい排水事業）：村高地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 同種事業に反映すべき事項について、本地区の鉄道協議や、先ほど審議した服政、開輪地区のように地元調整を要因とした事業期間の延伸は、よく見受けられるので、今後は、このような協議に必要となる期間について、当初から計画に織り込むことがとても重要である。

また、開水路をパイプライン化したことの評価として、水路への転落の危険が無くなったことを挙げているが、計画時には、どのような効果を定量的

に見込んでいたのか。また、費用対効果の算定上、どのように計上されていたのか。

[県] 本事業の主要な効果は「維持管理の軽減」などとして費用対効果に計上しており、加えて、転落防止が周辺住民の生活環境の改善に寄与したことを「事業実施による環境の変化」に記載した。

[委員] 「生活環境の改善が図られた」という定性的な表現としているが、開水路をパイプライン化することによる、水路への転落防止の効果についても、費用対効果の算定上、便益が増加するので、定量的に評価すべきではないか。

[委員] 例えば、パイプライン化を決めた理由や要点を記述すると、達成状況における評価指標とのつながりが分かるようになるのではないか。今の記載内容では、事業を実施する中で、パイプライン化が付随的に行われたものと受け取られかねない。

[県] 農業用水が安定供給されることによる効果については、作付面積が増えたことで評価し、パイプライン化による効果については、維持管理時間及び費用が軽減できたと評価する主旨であったが、表現が足りなかった。

[県] 主要目標の達成状況において、パイプライン化したことを記載したうえで、達成状況における評価指標とのつながりが分かるように修正することで良いか。

[委員] 良い。

[委員] パイプライン化した土地の上部は、どのように活用されているのか。

[県] 上部は、本事業で砂利舗装を行っており、営農のための道路などとして利用されている。

[委員] 水路への転落の危険性も無くなり、交通の利便性も向上したということで良いか。

[県] そのとおりである。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

②農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）：日光川二期地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 事業終了後5年間の降雨実績が計画値の概ね9割であるが、1割増の計画値の降雨であっても排水に余裕があるということを、降雨時の水路の流量などにより具体的に示せないか。

[県] 排水路の流量については、河川への放流地点などでしか測定していないため、具体的に示すことは難しい。このため、降雨実績に対しての湛水被害の有無を確認している。

[委員] 大雨の際には、排水路の巡視に行くのか。

[県] 地元の方が個人的に心配して現場確認に行くことも有り得るが危険を伴う。大雨による湛水や氾濫が発生した場合には、市町村や土地改良区の職員が現場に出向き、被害状況の確認や水防対応を行う。

[委員] 本内容で良いが、今後の事業については、災害を防ぐという観点から、湛水しやすい地点などで流量を把握し、排水計画の効果を確認することも検討してほしい。

あと、事業実施による環境の変化について、環境への影響を「最小限」に抑えたとは何を根拠としての最小限なのか、どのような数値により判断したのか分からない。

[県] 土地改良法の改正に伴い、環境への配慮を計画に位置付けることが求められるようになったが、本事業は法改正以前に工事を実施している箇所があり、当該箇所では数値により具体的な評価を行っていないため、このような表現とした。

なお、法改正後は、生物調査を実施し、希少種を見つけた箇所については、環境配慮型水路による改修を行っている。

[委員] そうであったとしても、「影響を最小限に抑えることが出来た。」という表現ではなく、生物調査を実施した結果、対策の内容及び結果などを具体的に記載するか、定量的な判断が出来ないならば、このような表現を避け「悪化していない。」などに修正すべきである。

[県] 評価調書の表現を修正する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。